

| | |
|------|-----------------|
| 制 定 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 24 年 8 月 1 日 |
| 改 正 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 最近改正 | 令和 8 年 4 月 15 日 |

福祉局人権行政推進委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、福祉局に「福祉局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組 織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

2 委員長は福祉局長が、副委員長は理事がそれぞれあたるものとする。

3 委員は、福祉局職員の中から、委員長が指定する別表第 1 に掲げる職にある者をもってあてる。

(職 務)

第 3 条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第 4 条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関する事
- (2) 局における職員に対する人権研修の取組みに関する事
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関する事
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関する事
- (5) その他委員長が必要と認める事項に関する事

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集して行い、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹 事)

第7条 委員会の事務を処理させるため、委員会に幹事を置く。

2 幹事は福祉局職員の中から、福祉局長が指定する別表第2に掲げる職にある者をもってあてる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 健康福祉局人権啓発推進委員会設置要綱(平成13年4月2日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表第1

福祉局長
理事
総務部長
事業者等指導担当部長
生活福祉部長
生活困窮者自立支援室長
保険年金担当部長
障がい者施策部長
高齢者施策部長
認知症施策・地域包括ケア推進担当部長
弘済院長
弘済院経営企画担当部長
心身障がい者リハビリテーションセンター副所長
総務課長
人事・勤務条件担当課長
経理・企画課長

別表第2

総務課長

人事・勤務条件担当課長

経理・企画課長

地域福祉課長

障がい福祉課長

高齢福祉課長

弘済院管理課長

心身障がい者リハビリテーションセンター管理課長